

提言

- 令和3年度以降、本県の他にも**複数の県が、公共関与による管理型最終処分場の整備を計画しており、国庫交付金の要望が集中**する見込み
- 国の交付金は大変貴重な財源であり、**財政力の脆弱な本県及び県内市町村にとって、交付額の水準が負担の軽減に直結**
- 公共関与により整備される全ての管理型最終処分場の整備費に対して、国庫交付金制度により**要望額の満額を交付**できるよう**十分な予算措置が必要**

国庫交付金の予算額の推移及び要望額の見込み(令和2年9月1日現在)

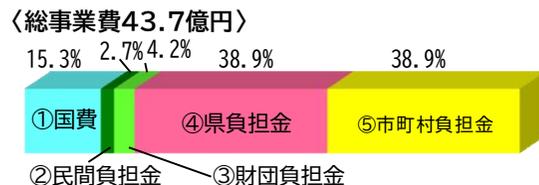


高知県の状況

現行施設『エコサイクルセンター』※の整備及び埋立状況

※事業主体: (公財)エコサイクル高知(H6.8 廃棄物処理センターに指定)

- 産業廃棄物の排出量が全国で最も少ない本県では、民間団体にも負担を**いただいた上で、**整備費の大半を、県及び全市町村が負担**



【財源の内訳】(計4,370百万円)

- ①国費: 669百万円
- ②民間負担金: 117百万円
- ③財団負担金: 183百万円
- ④県負担金: 1,701百万円
- ⑤市町村負担金: 1,701百万円

- ・平成23年10月開業
- ・埋立容量: 約11万m³
- ・クローズドシステム採用

〈現行施設の埋立状況〉

- ★**早ければR5年にも埋立終了が見込まれるため、新たな施設の整備を早急に行う必要がある**



新たな施設の整備

- ★**現行施設の埋立終了までの完成を目指し、現在、測量や詳細設計などの各種調査を実施中**
 - ★**新たな施設の規模は、現行施設の倍程度を予定しており、相当多額の整備費を要する見込み**
 - ★**現行施設における主要な管理型品目(燃え殻、鉍さい、汚泥)の平均的な料金単価は、他県の施設と同程度の水準(16,000円/t程度)**
 - ★**新たな施設では、利用料金を可能な限り引き上げる予定としているが、それでも整備費のごく一部しか賄えない見込み**
- ➡**前回同様の財源の枠組みにより整備費を賄わざるを得ないと考えており、前回は大きく上回る県及び市町村の負担が想定される**

【新たな施設の概要】

- 埋立容量: **17万m³から23万m³まで**(現行施設の1.5倍~2.1倍)
- 埋立期間: **20年間**(現行施設と同様)
- 施設構成: **被覆型の処分場**とし、**処理水は無放流**とする(現行施設と同様)

※「高知県における今後の管理型最終処分場のあり方に関する基本構想(H28)」による

全国の現状

- 管理型産業廃棄物最終処分場は、水処理設備等の施設構造に一定の基準が設けられており、多額の整備費を要する施設である。**産業廃棄物の排出量が少ない地方では、施設の整備規模自体は小さくなるものの、整備費を賄えるだけの料金収入が見込めず、民間事業者による整備は難しい状況。**
- 加えて、近年の環境意識の高まりや、事業の継続性、信頼性という理由からも、地元の理解が得られにくくなっており、**公共関与による施設整備が全国的に増加**している。
- 公共関与により施設整備を行う場合にも、産業廃棄物の排出量が少ない地方では、**地方公共団体からの補助などにより整備費を賄う必要**があり、そのことが**地方公共団体にとって大きな負担**となっている。

産業廃棄物の排出量及び最終処分場の状況

〈産業廃棄物の排出量推計値(H30実績)〉 〈最終処分場の設置状況(H29年4月1日現在)〉

全国総排出量	37,577万トン	
1位	北海道	3,822万トン
2位	東京都	2,776万トン
3位	兵庫県	1,764万トン
}		
45位	鳥取県	153万トン
46位	奈良県	140万トン
47位	高知県	130万トン

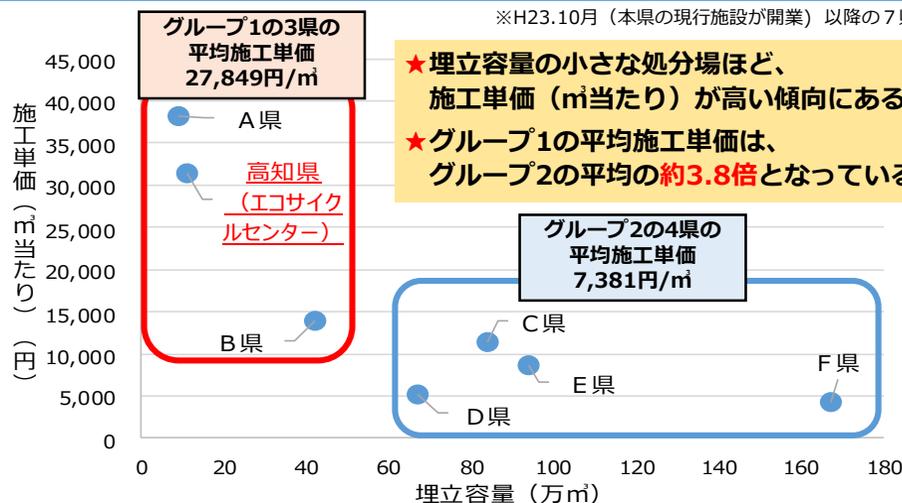
出典:環境省公表資料による

	設置数	埋立容量
最終処分場全体	1,783施設	76,555万㎡
うち遮断型処分場	24施設	26万㎡
うち安定型処分場	1,040施設	23,231万㎡
うち管理型処分場	719施設	53,298万㎡

このうち、公共関与による管理型処分場は、**84施設(27都府県)**
 →埋立容量は、**21,809万㎡**であり、**管理型処分場全体の約4割**を占めている

公共関与による管理型最終処分場の「埋立容量」と「施工単価」の関係

※H23.10月(本県の現行施設が開業)以降の7県7施設



<参考> 公共関与の最終処分場の整備への国の現行財政支援制度

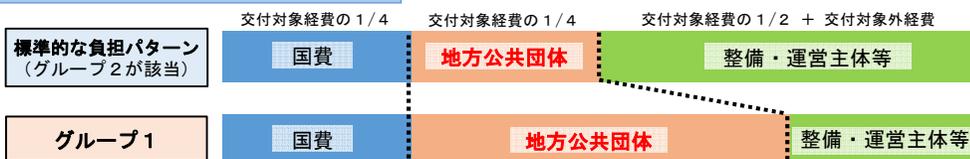
【国庫補助制度】

- 廃棄物処理施設整備(課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業)交付金
 廃棄物処理センターが実施する施設整備費の交付対象経費の**1/4**を**上限に、都道府県の負担額と同額**を交付

【地方債制度】

- 公営企業債(観光その他事業)
 廃棄物処理センターが実施する施設整備費に対する**都道府県の負担額**(充当率100%・交付税措置なし・償還期限**10年**。ただし上記の国庫補助額が上限)
- 一般単独事業債 一般事業
 廃棄物処理センターが実施する施設整備費に対する**都道府県・市町村の負担額**(充当率**75%**・交付税措置なし・償還期限20年)

整備費の費用負担の内訳



- ★埋立容量は廃棄物の受入量に応じて設定されており、埋立容量の小さな処分場では、多くの料金収入が見込めない
 →整備・運営主体による多額の借入れ(返済原資は料金収入)が困難
 →地方公共団体による国庫交付金の要件を超える負担が必要な状況(グループ1)